

2023年6月改訂

2017年9月改訂

【貯法】室温保存

キノロン系抗菌剤

指定医薬品 使用基準

承認指令書番号

25動物第436号



動物用医薬品

水産用パラサン油剤[®] 5L

PARAZAN[®]

®登録商標

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、キノロン系合成抗菌剤であるオキソリン酸を有効成分とする養殖業者向けの油性懸濁剤である。オキソリン酸は、グラム陰性菌および一部のグラム陽性菌に対して抗菌作用を有し、本剤感受性の細菌による感染症に効果が期待できる。

【品名・有効成分】水産用パラサン油剤 有効成分:オキソリン酸 含量:100mL中4.0g

【効能又は効果】オキソリン酸感受性菌による下記疾病

アユ ピブリオ病によるピブリオ病の死亡率の低下

【用法及び用量】魚体重1kg当たり本剤0.125~0.5mL(オキソリン酸として5~20mg)を1日量とし、餌料の5~10%の添加油で希釈して餌料に混ぜて3~5日間投与する。

【使用上の注意】(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- (1) 本剤は、アユのピブリオ病を治療するために使用し、アユ以外の魚又は動物には使用しないこと。
- (2) 本剤は、必要量以上使用してもその治療効果は変わらないことから、本使用説明書の【用法及び用量】に従って正しく使用すること。
- (3) 本使用説明書の【用法及び用量】に定められている期間を使用した後は、治療の効果の有無にかかわらず、本剤の使用を中止し、繰り返し使用しないこと。
- (4) 本剤は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まった後は使用しないこと。
- (5) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意:本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(あゆ)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

あゆ:食用に供する前に水揚げする前14日間

(6) 本剤を放流用のアユに使用する場合には、放流河川の鮎釣り解禁前14日間は使用しないこと。放流水川の鮎釣り解禁後に放流する場合には、本剤使用後14日間は放流しないこと。

(7) 本剤は、指導機関(家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等)に相談の上使用すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- (1) 本剤は、油性懸濁液なので、使用時には気泡が入らないように静かにゆっくりと上下転倒を約1分間、20回程度繰り返し、均一に分散したことを確認後使用すること。
- (2) 本剤を数回に分けて使用する場合には、速やかに使用すること。
- (3) 本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
- (4) 誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。
- (5) 本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。
- (6) 使用済みの空容器等は、地方公共団体条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

(1) 誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

【包装】

水産用パラサン油剤 5L(ポリエチレン容器)

【製品情報お問い合わせ先】

物産アニマルヘルス株式会社

〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7

<https://www.bussan-ah.com>

製造販売元

物産アニマルヘルス株式会社

大阪市中央区本町2-5-7

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/mlt/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

キャップ:PE 注ぎ口具:PE
中ぶた:PE 注ぎ口具袋:PE
ボトル:PE

製造番号

使用期限



4 570173 677041